

鳥取県東部地域公共交通計画策定支援業務仕様書

1 事業名

鳥取県東部地域公共交通計画策定支援業務（以下「本業務」という。）

2 業務概要

本業務は、「鳥取県東部地域公共交通計画（以下、「計画」という）」の計画期間満了に伴い、計画の見直し作業等を支援・実施するもの。

3 業務委託内容

計画の見直しのため、次の業務を行うこととする。東部地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という）における審議等により、見直しの過程で変更が生じた事項は、発注者と受注者で協議して定めることとする。

(1) 計画準備

発注者と業務内容、業務工程について確認し、業務計画書を作成する。

東部地域の現状を把握した上で、業務の実施計画案を作成すること。

(2) 地域の現況を更新（計画第2章関連）

東部地域の位置・地勢、人口・世帯数の推移、異動の目的地となる施設等の分布状況、鳥取市中心市街地の状況、観光資源の立地と来訪状況等について、情報収集・更新を行う。

データ収集にあたっては、受注者が東部の1市4町と直接連絡を取り合うこと。

(3) 既往計画の更新（計画第2章関連）

東部地域の上位・関連計画におけるまちづくりの方針、公共交通に関連する施策等について、情報収集・整理すること。

(4) 地域公共交通の現状を更新（計画第3章関連）

東部地域の公共交通の路線網、公共交通の整備状況、利用者の現状や推移、路線バス・コミュニティバス・乗合タクシー等の運行、その他高速バス等の利用状況等について、情報収集・データの更新を行うこと。

データ収集にあたっては、受注者が東部の1市4町と直接連絡を取り合うこと。

(5) 課題の整理（計画第5章関連）

(1)～(4)をふまえ、各エリアにおける公共交通の問題点・課題等を整理すること。

(6) 取組事業の更新（計画第6章関連）

計画に記載されている事業の現在の状況や、計画策定以降に実施されている事業について、情報収集・整理すること。

計画上では、計画策定からの経緯を明らかにして記載する。

(7) 国庫補助連動事業の調査・追記

東部地域の取組事業のうち、国庫補助金を受けるにあたって計画への記載が要件とされる事業について、情報収集・整理を行うこと。

(8) 地域公共交通計画の見直し内容とりまとめ

(1)～(7)で整理した内容を取りまとめ、既存計画に反映させる。

鳥取県東部地域公共交通活性化協議会がパブリックコメントを実施するので、その結果を地域公共交通計画に反映すること。

(9) 報告書作成

4 想定されるスケジュール

時期	内容
令和8年5月～8月	協議会の開催 各種調査等の実施
令和8年9月～10月	協議会の開催

	東部地域公共交通計画見直し案の取りまとめ
令和8年11月～令和9年1月	協議会の開催 東部地域公共交通計画見直し案の取りまとめ
令和9年2月～3月	パブリックコメントの実施・結果公表
令和9年3月	協議会の開催 東部地域公共交通計画改訂 成果品納品

4 成果品

- (1) 本調査の成果品は、電子納品（PDF データ（加工可）及び Word 等 MS・Office データ）とする。
- (2) 本調査においては、上記による電子納品以外に紙による報告書（原稿1部）を作成するとともに、図面は原図一式を提出する。
なお、報告書の製本の体裁はA4版とし、図面はA3版折り込みを標準とする。
- (3) 調査結果の納入時には、調査実施日や業務実施状況を記載した委託業務報告書（様式任意）を添付し、発注者の検査を受けること。

5 業務期間

契約締結の日より令和9年3月8日までとする。

6 納入場所

協議会事務局（鳥取県輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局交通政策課内）（鳥取県鳥取市東町1丁目220番地）

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、発注者と連携を密にし、内容について協議すること。
- (2) 受注者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
- (3) 本件に関する著作権は全て鳥取県東部地域公共交通活性化協議会へ移管すること。
- (4) 個人情報については、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）により適正に管理し、本業務の履行上知り得た事実を他人に漏らしてはならない。
- (5) 本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。
- (6) 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (7) (5) 及び (6) の規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。
- (8) 発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。
- (9) 本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。
- (10) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (22) 関係機関との協議については、発注者の要請に応じて出席を求めることがある。